

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第4回改定 新旧対照表

ページ	(旧：平成29年4月版)	(新：令和2年4月版)
	<p>第4編 道路編</p> <p>第2章 交通現況調査</p>	<p>第4編 道路編</p> <p>第2章 交通現況調査</p>
	<p>第2節 交通量調査</p> <p>第4203条 単路部交通量調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量調査</p> <p>受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間及び計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>	<p>第2節 交通量調査</p> <p>第4203条 単路部交通量調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量調査</p> <p>受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間及び計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>
4-4-7		
	<p>第4204条 交差点部交通量調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。</p> <p>また、車種分類については、「交通渋滞実態調査マニュアル」（旧建設省土木研究所・平成2年2月、以下“渋滞調査マニュアル”と記す）に準ずるものとする。</p>	<p>第4204条 交差点部交通量調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。</p> <p>また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>
4-4-8		
	<p>第3節 速度調査</p> <p>第4207条 旅行速度調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 集計整理</p> <p>受注者は、集計整理について、第4206条 走行速度調査第2項の(4)に準ずるものとする。</p>	<p>第3節 速度調査</p> <p>第4207条 旅行速度調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 集計整理</p> <p>受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>
4-4-10		
	<p>第4節 起終点調査</p> <p>第4209条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省、以下“OD調査要綱”と記す。）に基づき下記のとおりとする。</p>	<p>第4節 起終点調査</p> <p>第4209条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査（OD調査）実施要綱（調査編）」（国土交通省、以下“OD調査要綱”と記す。）に基づき下記のとおりとする。</p>

ページ	(旧：平成29年4月版)	(新：令和2年4月版)
4-4-12	<p>第5節 交通渋滞調査 第4211条 交通渋滞調査 2. 業務内容 交通渋滞調査の項目は、渋滞調査マニュアルに基づき、下記のとおりとする。</p>	<p>第5節 交通渋滞調査 第4211条 交通渋滞調査 2. 業務内容 交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」(旧建設省土木研究所・平成2年2月、以下“渋滞調査マニュアル”と記す。)に基づき、下記のとおりとする。</p>
4-4-29	<p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計 第4408条 道路詳細設計 2. 業務内容 (13) 照査 照査技術者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。 3) 「浜松市土木設計業務等照査要領」(平成23年4月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 	<p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計 第4408条 道路詳細設計 2. 業務内容 (13) 照査 照査技術者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。 3) 「浜松市土木設計業務等照査要領」(削除)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。